

静 情 審 第 2 1 号  
平成28年7月25日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年6月4日付け精保第47号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第201号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事が、別記1の文書1から文書4（文書1から文書4までをあわせて「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記2の「審査会の判断」欄に「開示」と記載された箇所を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年2月21日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記3の公文書の開示を請求し、同月23日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成27年4月8日、実施機関は、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年4月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月27日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 産業カウンセラーは、精神保健福祉士や心理職であると推認されるが、国家資格であるか国家資格化が議論されるほど公的性質が強大な協会認定資格である。産業カウンセラーについての情報を積極的に開示することは、パワーハラスメント被害からの回復など職場から心身の健康を維持改善するために労働者個人の生存権・勤労権・幸福追求権を保障するという労働者の権利保障の問題そのものである。相談者の氏名ならばともかく、当該産業カウンセラーの氏名は、開示したところで当該産業カウンセラーの正当な権利利益を害する具体的蓋然性があるとはいえず、条例の趣旨に則っても非開示の保護には当たらない。
- (2) 法テラス職員を含む公務員等の氏名について、実施機関は条例第7条第2号ただし書ウのただし書に該当すると主張するが、当該規定が保護しようとしている情報は、個人の職業に関する情報のうち、それを公開すれば、私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生み出すなどの場合を想定している

のであり、地方公共団体が主催した研修会において司会を務めたりした独立行政法人等の職員の氏名を公開したとしても、上記のようなおそれは生じず、条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、開示すべきである。

- (3) 本件では、弁護士や司法書士は法律専門家という公人として研修会に参加したのであり、その氏名はウェブサイトで検索することができることから、条例第7条第2号のただし書に該当する。また、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師はいずれも国家資格保持者として出席したのであるから、条例第7条第2号ただし書に該当する。
- (4) 事例を非開示としているが、対象者を蔑視するような記載を隠蔽することを正当化しようとしているおそれがある。借金苦や離婚、DV被害などに関する相談内容を極めて機微な個人情報であるとするが、法律学や精神医学等の学術雑誌・専門書・一般書等では、相談者や患者の氏名を伏せた上で相談内容や症状等を具体的に記載している。多少の加工を施したとしても、ほぼ実際の事案のままであれば、守秘義務違反や秘密漏示罪に当たるおそれがある。反対に、守秘義務違反、秘密漏示罪に該当していない程度の情報が記載された文書は、当該相談者の権利利益を害するおそれがなく、条例第7条第2号にも第6号にも該当しないため、原則公開の観点からも、全部開示すべきである。
- (5) アンケートが今後の業務の参考とするために実施されたもので、専門家による意見である以上、当該非開示を維持し妥当とすることは、条例第1条の趣旨・解釈に明らかに反する。研修会に参加した法律専門家や精神保健福祉の専門家からのアンケートの回答が具体的にどのようなものであったかは、当該研修会の具体的な内容とともに、精神医療や法律相談の受益者たる患者や相談者を含む司法や精神保健の専門家でない主権者によって市民感覚に基づく不断の審判を受けるべきである。専門家による意見だけを一方的に受け取るのではなく、その専門家の意見に対して市民感覚を反映させることによって精神医療や法律相談の主体と客体との双方の意見が事業の改善に貢献して、より良い県政を実現することができるのであり、アンケート結果は、非開示にするのではなく、開示した方が事務事業を適正に遂行することに寄与し、条例第7条第6号に該当しない。
- (6) 開示文書中に言及があるにもかかわらず、研修会終了後の交流会の公文書が特定されていない。実施機関は、解釈上の不存在を理由として交流会に係る公文書を非開示決定処分していると思料されるが、懇親を深めるという目的や会合に参加することの任意性は、公文書に該当するか否かとは、無関係である。また、年度によっては参加者名簿が作成されていないなど、対象公文書の一部を廃棄したのであれば、廃棄したため文書不存在と通知すべきであった。
- (7) 条例上の他の実施機関は、精神保健医療に関する研修会等の情報について、本件処分では非開示とされたものも含めて全部開示している。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 借金などの経済生活問題や離婚などの家庭問題を原因・動機とする自殺の割合の増加を受け、弁護士等の法律の専門家（以下「法律専門家」という。）と精神保健福祉の専門家（以下「精保専門家」という。）が適時に適切な支援を提供できるようにするため、平成23年度から、法律専門家と精保専門家の連携事業を実施することとなった。本件対象公文書は、当該事業として平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書である。
- (2) 多重債務者相談会の相談担当者である産業カウンセラーは、職能団体の一構成員として関与しているもので、相談会場でも氏名は明らかにしておらず、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- (3) 法テラスの職員の氏名は、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合（条例第7条第2号ただし書における例外）に該当すると判断した。
- (4) 精神保健福祉士協会（会長及び理事を除く。）の氏名については、公表されておらず、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- (5) 法律専門家と精保専門家の連携を図ることを目的とした研修会であり、特に法律専門家は私的な立場での参加となるため、対象者が参加しやすいように開催時刻を一般的には勤務時間外となる時間帯に設定したものであり、併せて、精保専門家についても私的な立場でも幅広く参加が可能となるように勤務時間外の時間帯に設定した。現に参加者名簿の所属欄に官公務署名が記載されていた参加者を対象に参加態様を確認したところ、その多くが私的な立場での参加であった。
- (6) 精神保健福祉センターが提供した平成25年度の分を除き、機微な個人情報であることから取扱いには慎重を期すこと、研修会において検討する資料としてのみ使用することを前提にして、弁護士や司法書士から任意に提供を受けたものであり、いずれの年度の事例についても、可能な限り実際の事案に即したものとなっている。
- (7) 特に平成26年度分については、他年度よりもさらに詳細な情報が記載されていたため、事例の提供者から特に指示を受け、他年度の開催時にもまして事例検討資料の取扱いに注意を払い、「会議終了後回収」との文言を明記し、回収の徹底を図ったものである。このような経過で取得した情報であるにもかかわらず、公にされることになれば、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難になるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。なお、平成25年度も研修終了後に事例を回収している。
- (8) アンケート集計結果のうち非開示とした部分は、研修会の参加者が、広く公にされることはないとの認識の下、今後の業務の参考となるように協力し、具体的に率

直な感想を記述した部分である。したがって、氏名など個人を識別できる情報は含まれていないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものである。研修会に参加した法律専門家や精保専門家がアンケートに任意に回答した内容が公にされることになれば、今後、アンケートへの回答を控えたり、当たり障りのない程度の内容を回答するにとどめ、専門的な知見を踏まえた忌憚のない率直な意見を記載することを躊躇したりするなどして主催者である実施機関に寄せられた意見を研修会の改善につなげることが困難になるなど、法律専門家と精保専門家との連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

- (9) 「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」についての開示請求を受け、これが平成23年度の連携事業で実施した研修であったことから、平成24年度以降の連携事業で実施した法律家向け研修会も含め、各々、委託契約書、打合せ議事録、復命書等を特定したものであり、特定した公文書に不足はない。交流会は、研修会自体とは別に、研修会終了後に研修会参加者のうち希望した者が懇親を深めるために任意に集まって開催されたものであり、文書の作成も取得もしていない。参加者名簿が作成されていないのは平成23年度であるが、研修会は平成23年度から平成25年度までは法テラスへ委託して実施していた事業であり、委託契約上、参加者名簿については報告が必要な書類としていないため取得しておらず、現に求めてもいない。なお、平成24年度については、研修参加者数を確認するために法テラス静岡から任意に提出を受けたものであり、平成25年度は研修会当日資料として配布されたものである。平成26年度については、県直営で実施し、精神保健福祉センターが作成したため、保有しているものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

### (1) 本件対象公文書の性質及び内容

本件対象公文書は、法律専門家と精保専門家との連携を図るために実施機関の事業として平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書である。

なお、上記研修会は、平成26年度分を除き、実施機関から日本司法支援センター静岡地方事務所（以下「法テラス静岡」という。）への委託事業として実施されたものである。

### (2) 非開示情報該当性について

#### ア 法テラス静岡の代表者印

実施機関から委託を受けた事業に係る委託契約書や実施報告書における法

テラス静岡の代表者印について、実施機関は、条例第7条第3号に該当するため、非開示としている。

しかしながら、法テラス静岡は、条例第7条第3号の「法人その他の団体」から除かれる「独立行政法人等」（条例第7条第2号ただし書ウ参照）に該当する日本司法支援センターの地方事務所であり、条例第7条第3号の適用はない。

国、地方公共団体等も条例第7条第3号の「法人その他の団体」に該当せず、それゆえ、それらの公印（知事印等）は開示の取扱いとしているところであり、条例の他の非開示事由に該当する事情もうかがえないことから、本件でも、国や地方公共団体等と同様に、法テラス静岡の代表者印は、開示することが妥当である。

イ 多重債務者相談会の相談担当者である産業カウンセラーの氏名

実施機関から委託を受けた事業に係る実施報告書に記載された多重債務者相談会の相談担当者である産業カウンセラーの氏名が非開示とされている。

実施機関の意見書によれば、当該産業カウンセラーは、多重債務者相談会の相談担当者として産業カウンセラー協会の構成員として対応した者であるとされる。

当該情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報で、一般社団法人日本産業カウンセラー協会の認定資格である産業カウンセラーについて、その氏名等の情報を公表すべきだとする法令等の規定もなく、ホームページ等で慣行として公にされている事実も確認されない。また、実施機関の意見書によれば、非開示箇所に記載された産業カウンセラーについては、相談会場でも氏名は明らかにされていないとのことであり、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、条例第7条第2号ただし書イ及びウに該当する事情もうかがえない。

以上のとおり、個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

ウ 法テラス静岡の職員氏名等

研修会式次第、研修会打合せ等の復命書、実施機関宛ての研修会職員派遣依頼に記載された法テラス静岡の職員の氏名（一部の職員については役職を含む。）が非開示とされている。

当該情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報ではあるが、法テラス静岡の職員は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条に規定する独立行政法人等の役員及び職員であることから、条例第7条第2号ただし書ウの「公務員等」に該当し、当該情報が職務の遂行に係るものであれば、その職及び氏名については開示することになる。

研修会式次第、研修会打合せ復命書等には、法テラス静岡の職員が職務として研修会で司会を務めたり、研修会に係る打合せに参加したりしたという情報が記載されているものであることから、職及び氏名を開示することが妥当である。

実施機関は、氏名を公にした場合、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがあり、条例第7条2号ただし書ウの例外に当たるとする。

条例第7条第2号ただし書ウにいう「不当」であるかどうかは、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することになるところ、本件において、非開示とされているのは、法テラス静岡の職員が、当該事業に係る研修会の司会を務めたり、研修会の事務を担当したりといった情報にすぎないため、条例第7条第2号ただし書ウの例外には該当しない。

#### エ 静岡県精神保健福祉士協会の会員の氏名

法テラス静岡と静岡県精神保健福祉士協会の打合せ議事録に記載された同協会の会員の氏名が非開示とされている。

当該情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報で、法テラス静岡の職員との打合せに参加したり、研修会の参加予定者から法テラス静岡に寄せられた質問の連絡相手方として名指しされたりしたという個人に関する情報について、これを公表すべきだとする法令等の規定もなく、ホームページ等で慣行として公にされている事実も確認されないため、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、条例第7条第2号ただし書イ及びウに該当する事情もうかがえないことから、当該情報については、非開示とすることが妥当である。

#### オ 平成24年度から平成26年度までの研修会参加者名簿に記載された氏名等

開催会場ごとに作成され、機関・団体名（平成26年度は所属名）、氏名等の情報が記載された研修会の参加者名簿で、精神保健福祉センター及び法テラス静岡関係者などの主催者側の参加者を除き、機関・団体名（所属名称）及び氏名が非開示（機関・団体名（所属）欄に弁護士会又は司法書士会と記載されている場合には氏名のみ非開示）とされている。

当該文書は、年度や開催会場を問わず、研修会参加者の情報が一覧的に記載されたもので、参加した者の氏名も含まれていることから、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であるといえる。そして、特定の個人が特定の研修会に出席したという情報については、弁護士や医師等のように、資格保有者の情報が公表されている場合も含めて、特定の研修会に出席したことが公にされる慣行が存在すると認めることもできず、条例第7条第2号ただし書アに



は該当しない。また、条例第7条第2号ただし書イに該当する事情もうかがえない。

公務員等については、条例第7条第2号ただし書ウの要件に該当する場合には、一定の情報を開示すべきこととされているため、機関・団体名（平成26年度は所属名称）欄に官公署名が記載されている者の情報について、同規定の適用を検討する。

条例第7条第2号ただし書ウの趣旨は、公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている公文書を開示して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することである。

本件の研修会は、法律専門家と精保専門家という異なる職種の者同士が顔の見える関係を構築することを目的としており、一般的な勤務時間帯を外して開催時間帯が設定されたことも踏まえると、本件対象公文書に記録された情報は、職務に関連するとはいえ、公務員等がその担当している職務を遂行しているという側面よりも、個人的に知識・経験を深めるという自己研鑽的な側面が大きいといえるため、主催者側の関係者の情報を除き、条例第7条第2号ただし書ウという公務員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

以上のことから、平成24年度から平成26年度までの研修会参加者名簿に記載された氏名等のうち、別記2で開示すべきだとした部分は主催者側の関係者である法テラス静岡職員の情報でありただし書ウに該当するが、その余については、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

カ 平成24年度から平成26年度までの研修会資料中の事例が記載された部分

本件の研修会で使用された資料に記載された事例について、関係者の氏名や住所をアルファベットや伏字で表記した部分、事例検討の進め方が記載された部分などを除いて非開示とされている。

(ア) 条例第7条第2号該当性

個人に関する情報につき、条例第7条第2号本文前段は、当該情報自体で特定の個人を識別することができるものだけでなく、当該情報自体からは特定の個人を識別できないが、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報についても、同号ただし書のいずれかに該当しない限り、非開示情報と規定している。

本件対象公文書のうち事例が記載された文書に登場する関係者については、その氏名や住所などは記載されておらず、当該文書に記載された情報のみでは特定の個人を識別することはできないため、「他の情報」と照合する

ことにより、特定の個人を識別できることとなる情報といえるかどうかの問題となる。

ここに照合の対象とする「他の情報」の範囲については、個人に関する情報が一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、みだりに公にすることがないように最大限の配慮を求めていること（条例第3条）などを踏まえて、対象となっている個人情報の性質や内容に応じて、判断すべきものと解される。

本件対象公文書は、自殺を防止するために、経済的な問題や家庭の問題に対する適時の支援をいかに行うかについて、法律専門家と精保専門家とが連携を図る目的で行われた研修会で用いられたもので、経済的困窮に陥った原因や患った病気などのプライバシー保護の要請が高い情報が記載されている。そして、そのような情報は、本人の身近にいる者にこそ知られたくない性質を有しているものともいえる。

したがって、本件の場合にあっては、特定範疇の者が入手しうる情報も、条例第7条第2号にいう「他の情報」に当たると解すべきである。

照合の対象となる「他の情報」をこのように解したとき、次に、本件において個人識別性があるといえるかが問題となる。

個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素であり、構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられるところ、本件では、対象となる情報に係る地域や時期は限定されてはいないが、家族構成、勤務状況、生活状況などが記載されており、事例を提供した弁護士の氏名など、事例提供者の属性に関する情報が部分的に開示されていることを踏まえると、開示されることにより、相談者の近親者や職場の同僚、さらには近隣住民なども、事例に記載された情報と、その保有し、入手し得る情報とを併せ照合することにより、当該事例の関係者を識別することが可能であるといえる。

したがって、本件対象公文書のうち事例が記載された文書に記録された情報は、条例第7条第2号所定の非開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当するものといえるべきであり、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ただし、別記1文書2-3のうち、静岡会場分の研修会レジュメ4頁3行目、10行目及び11行目、文書3-3のうち、「事例検討の進め方」（1）の4行目9文字目から13文字目まで及び6行目7文字目から11文字目まで、文書4-4のうち、浜松会場分の「事例検討会次第」12行目、事例資料1頁2行目から4行目まで等は、それ自体は個人識別部分に該当せず、また、これらの情報を含んだ事例資料における他の箇所に記載された個人識別部分を

除いて開示したとしても、当該個人の権利利益を害する情報であるとはいえないため、条例第8条第2項の規定に基づき、開示すべきである。

(イ) 条例第7条第6号該当性（平成26年度分）

実施機関は、平成26年度の事例資料については、事例提供者からの指示を受け、会議資料の回収の徹底を図っており、公にされることになれば、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、法律専門家と精保専門家との連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当すると主張しているため、条例第7条第6号該当性を検討する。

平成26年度の事例資料は、裁判の内容をもとに作成したものとされ、他の年度と同様に、氏名や地名は符号や伏字で表記されてはいるものの、原則として録音が認められていない公判廷の記録をもとにしたものとしては詳細で、他の年度と比較してもより多くの情報が記載されていた。また、事例検討会後に回収する旨の文言も付されていた。

これは、検討対象としてふさわしい事例となる程度に記述を詳細にしつつも、関係者が推測されたり、無限定に文書が流通したりしないように配慮するため、慎重を期して、事例提供者が、実施機関に特に回収を指示したものであると解される。

したがって、これを開示した場合、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当するものと判断され、非開示とすることが妥当である。

しかしながら、(ア)で開示すべきだとした別記1文書4-4のうち、事例資料1頁2行目から4行目まで等は、事例の内容に係る部分ではなく、単に事例を取扱う上で注意すべき事項が記載された部分であり、研修会終了後回収という文言とともに、取扱いに慎重を期す必要がある旨示しているにすぎないため、公にしたとしても、実施機関が主張するような支障が生ずるおそれがあるとはいえないため、開示することが妥当である。

なお、当審査会において、本件対象公文書を見分したが、異議申立人が懸念するような、事例関係者を蔑視するような記載などは見当たらなかった。

キ 平成24年度から平成26年度までのアンケートの自由記述部分

(ア) 条例第7条第2号該当性

研修受講者の研修内容に関する意見・感想等が開催会場ごとにまとめられたものであり、自由記述部分のすべてが非開示とされている。

対象公文書を見分したところ、職種ごとに分類されている年度もあるが、氏名等、個人を識別できる情報とあわせて記載されたものではないため特定

の個人を識別することはできず、また研修会の内容を理解できたとか、今後とも継続を要望するといった程度の意見・感想にすぎないため、公にしても、個人の権利利益を侵害するとはいえないことから、条例第7条第2号には該当しない。

(4) 条例第7条第6号該当性

上記のようなアンケートの記載内容を踏まえると、公にしても、アンケート回答者との信頼関係が損なわれ、法律専門家と精保専門家との連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号にも該当しない。

以上のことから、アンケートの自由記述欄の記載については、開示することが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、研修会終了後の交流会の公文書や平成23年度の参加者名簿が特定されていないなどの主張をしているため、この点について検討する。

ア 交流会に関する文書

対象公文書として特定された平成23年度の研修会開催案内チラシや研修会復命書の記述からは、法テラス静岡への委託方式で事業を実施した平成23年度に交流会が開催されたことは確認できるが、当該交流会が、実施機関が主体となって行われたものであることまではうかがえなかった。

そして、同じく対象公文書として特定されている平成23年度の研修会式次第には交流会に関する記述はないこと、開催案内チラシには参加希望の確認有無欄とともに交流会参加者から費用を徴収する旨の記載があることから、研修会自体とは別に、研修会終了後に研修会参加者のうち希望した者が懇親を深めるために任意に集まって開催されたものであると認められるので、実施機関としては交流会に関する文書を作成も取得もしていないとの説明に不自然、不合理な点はない。

イ 参加者名簿

平成23年度は法テラス静岡への委託方式で講演会を実施したもので、①契約上、参加者名簿は受託者が精神保健福祉センターに提出すべき書類とされていないこと、②平成24年度は研修会参加者数を確認するため特に受託者側に提供を依頼したことから保有していたにすぎないこと、③事例検討会とは異なりグループ分けのために出席者の情報は必要なく、研修会当日の資料として配付されてもいないことから、平成23年度の参加者名簿を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右す

るものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 実施機関が特定した公文書（「本件対象公文書」）

文書1	平成23年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業「法律専門職向け研修会」
1	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業業務委託契約書
2	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業業務委託契約の変更契約書
3	委託業務完了検査復命書（実施報告書添付資料については、法律家向け研修会、法律専門職と精神保健福祉専門職の連携を考えるシンポジウム及び弁護士と精神保健の専門家による無料多重債務相談会のうち、法律家向け研修会に係る部分に限る。）
4	法テラス静岡委託内容（研修会、シンポジウム）打合せに係る復命書（8月8日分）（別添打合せ議事録については、シンポジウムに係る部分は除く。）
5	法律家向け研修会におけるあいさつ資料の起案文書
6	法律家向け研修会への職員派遣（出張）に係る起案文書
7	法律家向け研修会の復命書（平成23年9月3日 下田地区分）
8	法律家向け研修会の復命書（平成23年9月10日 沼津地区分）
9	法律家向け研修会の復命書（平成23年10月15日 浜松地区分）
10	法律家向け研修会の復命書（平成23年10月29日 静岡地区分）
文書2	平成24年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」
1	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約書
2	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約の変更契約書
3	委託業務完了検査復命書（実施報告書添付資料については、法律家と精神保健専門家のための研修会、弁護士と精神保健専門家による無料法律相談会のうち、法律家と精神保健専門家のための研修会に係る部分に限る。）
4	法律家と精神保健専門家のための研修会の県職員向け案内に係る起案
5	法律家と精神保健専門家のための研修会への職員派遣（出張）に係る起案文書
6	法テラス静岡委託内容（研修会）打合せに係る復命書（10月11日分）
7	法テラス静岡委託内容（研修会）打合せに係る復命書（10月25日分）
8	弁護士と精神保健専門家のための研修会復命書
文書3	平成25年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」
1	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約書
2	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約の変更契約書
3	委託業務完了検査復命書（実施報告書添付資料については、法律家と精神保健専門家のための研修会、弁護士と精神保健専門家による無料法律相談会のうち、法律家と精神保健専門家のための研修会に係る部分）
4	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会への職員派遣（出張）に係る起案文書
5	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会における趣旨説明資料の起案文書

	6	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（8月28日）
	7	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（9月19日）
	8	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（10月16日）
	9	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（10月29日）
	10	法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（11月7日）
	11	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会復命書
文書4		平成26年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健福祉関係者のための研修会」
	1	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の開催についての起案
	2	法律家と精神保健福祉関係者の連携強化を図る研修会打合せに係る復命書（7月8日分）
	3	法律家と精神保健福祉関係者の連携強化を図る研修会打合せに係る復命書（9月16日分）
	4	事業実施報告書

別記 2 実施機関が開示しないこととした部分に係る審査会の判断

1 平成 23 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業「法律専門職向け研修会」

(1) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業業務委託契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

(2) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業業務委託契約の変更契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

(3) 委託業務完了検査復命書(実施報告書添付資料については、法律家向け研修会、法律専門職と精神保健福祉専門職の連携を考えるシンポジウム及び弁護士と精神保健の専門家による無料多重債務相談会のうち、法律家向け研修会に係る部分に限る。)

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
様式第 2 号実施報告書中の受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示
様式第 2 号実施報告書中の(4)多重債務者相談会の相談担当者の氏名(弁護士及び精神保健福祉士を除く。)	条例第 7 条第 2 号	非開示
式次第における担当者個人の氏名(下田地区、沼津地区、浜松地区)(日本司法支援センター静岡地方事務所所長、沼津支部支部長、沼津支部副支部長、浜松支部支部長及び講師並びに公務員を除く。)	条例第 7 条第 2 号	開示

(4) 法テラス静岡委託内容(研修会、シンポジウム)打合せに係る復命書(8月8日分)(別添打合せ議事録については、シンポジウムに係る部分は除く。)

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
参加者欄における個人の職及び氏名(法テラス静岡所長、弁護士及び公務員を除く。)	条例第 7 条第 2 号	開示
別添資料(打合せ議事録)における参加者の職及び氏名(静岡県精神保健福祉士協会会長、理事及び日本司法支援センター静岡地方事務所所長及び常勤弁護士を除く。)	条例第 7 条第 2 号	法テラス静岡職員の職及び氏名のみ開示
別添資料(打合せ議事録)2(3)における個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	非開示

(5) 法律家向け研修会におけるあいさつ資料の起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

(6) 法律家向け研修会への職員派遣(出張)に係る起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託者側担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号	開示



## (7) 法律家向け研修会の復命書（平成 23 年 9 月 3 日 下田地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
式次第における担当者個人の氏名（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、沼津支部支部長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示

## (8) 法律家向け研修会の復命書（平成 23 年 9 月 10 日 沼津地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
式次第における担当者個人の氏名（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、沼津支部副支部長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示

## (9) 法律家向け研修会の復命書（平成 23 年 10 月 15 日 浜松地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
式次第における担当者個人の氏名（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、浜松支部支部長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示

## (10) 法律家向け研修会の復命書（平成 23 年 10 月 29 日 静岡地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

## 2 平成 24 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」

## (1) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

## (2) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約の変更契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

## (3) 委託業務完了検査復命書（実施報告書添付資料については、法律家と精神保健専門家のための研修会、弁護士と精神保健専門家による無料法律相談会のうち、法律家と精神保健専門家のための研修会に係る部分に限る。）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
様式第 2 号実施報告書中の受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示
式次第における担当者個人の氏名（静岡会場分）（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、副所長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示
講演資料（静岡会場分の研修会レジュメ） 4 頁及び 5 頁の実際にあった相談例の記載箇所（項目を除く。）	条例第 7 条第 2 号	4 頁 3 行目、 10 行目及び 11 行目は開示
講演資料（沼津会場分の研修会レジュメ） の具体的な債務整理事件の記載箇所（項目及び 4 を除く。）	条例第 7 条第 2 号	非開示

	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	講演資料（浜松会場分の研修会レジュメ） 3頁及び6頁の実際にあった相談事例の記載箇所（項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
	研修会実施報告資料におけるアンケート集計結果中のQ5及びQ6の具体的な意見・感想が記載された部分	条例第7条第2号 条例第7条第6号	開示
(4)	法律家と精神保健専門家のための研修会の県職員向け案内に係る起案		
	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	なし	—	—
(5)	法律家と精神保健専門家のための研修会への職員派遣（出張）に係る起案文書		
	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	なし	—	—
(6)	法テラス静岡委託内容（研修会）打合せに係る復命書（10月11日分）		
	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	出席者欄における担当者の職及び氏名（法テラス静岡弁護士及び公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
	打合せ資料に添付された研修会レジュメ3頁及び4頁の具体的な事例の記載箇所（項目を除く。）	条例第7条第2号	3頁は開示
(7)	法テラス静岡委託内容（研修会）打合せに係る復命書（10月25日分）		
	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	出席者欄における担当者の職及び氏名（法テラス静岡所長、弁護士、法テラス沼津弁護士、法テラス浜松弁護士及び公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
	打合せ資料に添付された研修会レジュメ2頁の具体的な事例の記載箇所（項目を除く。）	条例第7条第2号	開示
(8)	弁護士と精神保健専門家のための研修会復命書		
	実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
	式次第における担当者個人の氏名（静岡会場分）（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、副所長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
	参加者一覧（静岡会場、沼津会場、浜松会場分）に記載された機関・団体名欄及び氏名欄（法テラス静岡所長、副所長、常勤弁護士、法テラス沼津副所長、常勤弁護士、法テラス浜松支部長、副支部長、常勤弁護士及び主催者を除く。）	条例第7条第2号	静岡会場分の項番75から81まで沼津会場分の項番60・61及び浜松会場分の項番71から74までは開示
	講演資料（静岡会場分の研修会レジュメ）	条例第7条第2号	4頁3行目、

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
4 頁及び 5 頁の実際にあった相談例の記載箇所（項目を除く。）		10 行目及び 11 行目は開示
講演資料（沼津会場分の研修会レジュメ）の具体的な債務整理事件の記載箇所（項目及び 4 を除く。）	条例第 7 条第 2 号	非開示
講演資料（浜松会場分の研修会レジュメ）3 頁及び 6 頁の実際にあった相談事例の記載箇所（項目を除く。）	条例第 7 条第 2 号	非開示

3 平成 25 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」

(1) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

(2) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業業務委託契約の変更契約書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示

(3) 委託業務完了検査復命書（実施報告書添付資料については、法律家と精神保健専門家のための研修会、弁護士と精神保健専門家による無料法律相談会のうち、法律家と精神保健専門家のための研修会に係る部分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
様式第 2 号実施報告書中の受託業者の代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示
研修会資料（静岡会場、沼津会場、浜松会場分のグループ名簿）の機関・団体名欄及び氏名欄の記載（機関・団体名欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び主催者を除く。氏名欄のうち法テラス弁護士及び主催者を除く。）	条例第 7 条第 2 号	非開示
研修会資料（静岡会場、沼津会場、浜松会場分の事例資料）（項目及び家族構成のうち氏名を示す箇所を除く。）	条例第 7 条第 2 号	非開示
研修会資料（静岡会場、沼津会場、浜松会場分の事例検討の進め方資料）の（1）のうち事例の具体的内容の記載箇所	条例第 7 条第 2 号	4 行目 9 文字目から 13 文字目及び 6 行目 7 文字目から 11 文字目までは開示
研修会実施報告資料におけるアンケート集計結果（静岡会場、沼津会場、浜松会場分）中の Q 4、Q 5 及び Q 6 の具体的な意見・感想が記載された部分（項目を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示
	条例第 7 条第 6 号	

- (4) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会への職員派遣（出張）に係る起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

- (5) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会における趣旨説明資料の起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

- (6) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（8月28日）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

- (7) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（9月19日）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
出席者欄における担当者の職及び氏名（法テラス静岡弁護士及び公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された勉強会事例（依頼者の名前欄、入院先欄、第3及び項目並びに欄外の実例の提供元を除く。）	条例第7条第2号	欄外に記載された事例提供者名は開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（対象者の氏名を示す箇所、住所欄及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例1（相談者の氏名を示す箇所及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例2（相談者の名前を示す箇所及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示

- (8) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（10月16日）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（対象者の氏名を示す箇所及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（事例1）（対象者の氏名を示す箇所、住所欄及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（事例2）（相談者の氏名を示す箇所及び項目を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（事例3）（相	条例第7条第2号	非開示

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
談者の氏名を示す箇所及び項目を除く。）		
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（項目及び家族構成のうち氏名を示す箇所を除く。）	条例第7条第2号	非開示

- (9) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（10月29日）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
出席者欄における担当者の職及び氏名（法テラス静岡所長、弁護士、法テラス浜松弁護士、法テラス沼津弁護士及び公務員を除く。）	条例第7条第2号	修習生氏名を除いて開示
打合せ資料に添付された具体的な相談内容が記載された事例検討資料（項目及び家族構成のうち氏名を示す箇所を除く。）	条例第7条第2号	非開示
打合せ資料（静岡会場、浜松会場、沼津会場分の参加者一覧）の機関・団体名欄及び氏名欄の記載（機関・団体名欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び公務員を除く。氏名欄のうち法テラス弁護士及び主催者を除く。）	条例第7条第2号	非開示

- (10) 法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業（研修会）打合せに係る復命書（11月7日）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
出席者欄における担当者の職及び氏名（公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
打合せ資料（沼津会場、静岡会場、浜松会場分の参加者一覧）の機関・団体名欄及び氏名欄の記載（機関・団体名欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び公務員を除く。氏名欄のうち法テラス弁護士及び主催者を除く。）	条例第7条第2号	非開示

- (11) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会復命書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
復命書の出席者における担当者の職及び氏名（法テラス沼津支部長、副支部長、弁護士、法テラス浜松支部長、副支部長、弁護士、法テラス静岡所長、副所長、弁護士及び公務員を除く。）	条例第7条第2号	開示
研修会資料（沼津会場、浜松会場、静岡会場分のグループ名簿）の機関・団体名欄及び氏名欄の記載（機関・団体名欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び公務員を除く。氏名欄のうち法テラス弁護士及	条例第7条第2号	非開示

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
び主催者を除く。)		
研修会資料（静岡会場、沼津会場、浜松会場分の事例検討の進め方資料）の（１）のうち事例の具体的内容の記載箇所	条例第 7 条第 2 号	4 行目 9 文字目から 13 文字目及び 6 行目 7 文字目から 11 文字目までは開示
研修会資料（沼津会場、浜松会場、静岡会場分の事例資料）（項目及び家族構成のうち氏名を示す箇所を除く。)	条例第 7 条第 2 号	非開示

4 平成 26 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健福祉関係者のための研修会」

(1) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の開催についての起案

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

(2) 法律家と精神保健福祉関係者の連携強化を図る研修会打合せに係る復命書（7 月 8 日分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
なし	—	—

(3) 法律家と精神保健福祉関係者の連携強化を図る研修会打合せに係る復命書（9 月 16 日分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
出席者欄の担当者氏名（法テラス静岡所長及び公務員を除く。)	条例第 7 条第 2 号	開示
打合せ資料に添付された事例資料	条例第 7 条第 2 号 条例第 7 条第 6 号	1 頁 1 行目から 3 行目までは開示

(4) 事業実施報告書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
参加者欄の個人の職及び氏名（法テラス浜松副支部長、法テラス静岡所長、副所長、法テラス沼津支部長、副支部長及び公務員を除く。)	条例第 7 条第 2 号	開示
次第（浜松会場分）のうち具体的な事例の内容が記載された支援対象欄	条例第 7 条第 2 号	開示
グループ表（浜松会場）、参加者一覧及びグループワーク（静岡会場）、受付簿及びグループワーク（沼津会場）中の個人の氏名及び所属欄の記載（氏名欄のうち法テラス弁護士及び主催者を除く。所属欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び主催者を除く。)	条例第 7 条第 2 号	非開示

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
資料に添付された事例資料（回収することが記載された箇所を除く。）	条例第7条第2号	1頁2行目から4行目までは開示
	条例第7条第6号	
アンケート結果（浜松会場分、静岡会場分、沼津会場分）のうち具体的な感想が記述された部分	条例第7条第2号	開示
	条例第7条第6号	

### 別記3 開示請求の内容

法律家と医療者との研修についてですが、具体的には別紙の通り。

#### 別紙

法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切。廃棄されていない限り全ての年度で。

少なくとも、静岡県（障害福祉課）、静岡県精神保健福祉センター、日本司法支援センター静岡地方事務所が主催して平成23年に行われていたことは確認している。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、当日配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。



別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成27年6月5日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成27年8月7日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成27年8月28日	審議	第287回
平成27年9月3日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成27年9月28日	審議	第288回
平成27年10月26日	審議	第289回
平成27年11月6日	実施機関から意見書（2）を受け付けた。	
平成27年11月17日	異議申立人から意見書（2）を受け付けた。	
平成27年11月30日	審議	第290回
平成27年12月21日	審議	第291回
平成28年1月25日	審議	第292回
平成28年2月29日	審議	第293回
平成28年3月28日	審議	第294回
平成28年4月25日	審議	第295回
平成28年5月30日	審議	第296回
平成28年6月27日	審議	第297回
平成28年7月25日	審議、答申	第298回

別記5 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
興津 哲雄	弁護士	第287回～第298回
鈴木 紀子	弁護士	第287回
牧田 晃子	弁護士	第290回～第298回
高橋 正人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第287回～第298回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第288回～第291回 第294回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第288回～第298回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部長	第287回～第298回